

29 循 環 第 853 号
平成 29 年 9 月 13 日

各産業廃棄物処理業者 様

愛 知 県 環 境 部 長
(公 印 省 略)

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する法令改正への
対応について（通知）

平素より、産業廃棄物処理行政の推進につきましては、御理解と御協力いただき、
ありがとうございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令
第 376 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平
成 29 年環境省令第 10 号）により、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等
について処理基準等が規定され、平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとされまし
た。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理を行う場合にあっては、別
添 1 及び別添 2 の処理基準に基づき処理を行ってください。

また、同改正により、産業廃棄物処理業許可証に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀
含有ばいじん等の取扱いの有無を明記することとされました。

これを受け、愛知県では別添 3 のとおり対応することとします。

つきましては、更新許可申請、変更許可申請及び許可証の書換えを伴う変更届（廃
止届）の際に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明確にす
るため、別添 4 に従って届出書を提出してください。また、早期に許可証の書換えを
希望される場合においても別添 4 に従って届出書を提出してください。

担 当 資源循環推進課産業廃棄物グループ
電 話 052-954-6235（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-7776
電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp